



佐賀県公報

平成19年
8月8日
(水曜日)
第12940号

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

告示

◎障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定 (四二〇・健康増進課) 一

◎障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の所在地の変更 (四二一・") 一

◎急傾斜地崩壊危険区域の指定 (四二二・河川砂防課) 一

◎公有水面埋立てに関する工事の竣工認可 (四二三・港湾課) 二

公告

◎特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (県民協働課) 二

◎大規模小売店舗の変更に関する公示 (商工課) 三

◎県営佐賀中部地区土地改良事業計画変更決定 (農地整備課) 三

公安委員会事項

◎平成十九年度警備員検定の実施 (公告) 四

◎安全運転集合教育用運転シミュレータ装置の借入れに関する一般競争入札 (") 五

◎落札者等の公示 (") 八

告示

◎佐賀県告示第四百二十号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成十九年八月八日

佐賀県知事 古川 康

一 担当する医療の種類 精神通院

二 指定医療機関の名称、所在地及び指定年月日

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
前田病院	伊万里市立花町二七四二番地一	平成一九・八・一

◎佐賀県告示第四百二十一号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関(薬局)から同法第六十四条の規定により、次のとおり変更の届出があった。

平成十九年八月八日

佐賀県知事 古川 康

一 担当する医療の種類 精神通院

二 指定医療機関の名称、所在地及び指定年月日

指定医療機関の名称	所在地		変更年月日
	旧	新	
株式会社松尾薬局	伊万里市伊万里町甲五六四	伊万里市立花町二七四九番地四	平成一九・七・一七

◎佐賀県告示第四百二十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図書は、佐賀県県土づくり本部河川砂防課、唐津土木事務所及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年八月八日

佐賀県知事 古川 康

金福谷地区

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱四号までを順次直線で結

んだ線及び標柱四号と標柱一号とを直線で結んだ線に囲まれた区域

標柱番号	市	大字	字	地番
一	唐津市	厳木町本山	金福谷	五〇八番一
二	"	"	"	五一三番二
三	"	"	"	五一三番七
四	"	"	"	五〇七番

◎佐賀県告示第四百二十三号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二條第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立工事の竣功を認可した。

平成十九年八月八日

唐津港湾管理者

佐賀県知事 古川 康

一 竣功認可の年月日 平成十九年七月三十一日

二 竣功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(一) 名称 佐賀県

(二) 住所 佐賀市内一丁目一番五十九号

(三) 代表者の氏名 佐賀県知事 古川 康

三 埋立区域

(一) 位置 佐賀県唐津市二太子三丁目一番八号の地先公有水面

(二) 区域 次の各地点のうち、①の地点から⑤の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑤の地点を結ぶ昭和六十一年七月七日付け佐賀県指

令六十一港第八百五十四号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線(D・L・プラス二・〇五メートルより決定)により囲まれた区域

①の地点 二太子四等三角点(北緯三三度二七分四〇秒三二、東経一二九度五七分四三秒八八)から九七度一七分四一秒五二

九・三〇メートルの地点

②の地点 ①の地点から一二五度〇五分一二秒二・六三メートルの地点

③の地点 ②の地点から二一四度三五分一〇秒五〇・〇七メートルの地点

④の地点 ③の地点から三〇五度〇八分一九秒一六三・三七メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から五五度〇八分一六秒五三・二二メートルの地点

(三) 面積 七、七〇七・一五平方メートル

四 埋立ての免許の年月日及び番号

(一) 年月日 平成十七年九月二十九日

(二) 番号 佐賀県指令十七港第三号

五 公有水面埋立法第二十二條第三項の市町村名 唐津市

○ 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定による定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成19年9月26日までにさが元氣ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において縦覧に供する。

平成19年8月8日

佐賀県知事 古川 康

1 申請のあった年月日

平成19年7月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人

<p>(1) 名称 特定非営利活動法人循環型たてももの研究塾</p> <p>(2) 代表者の氏名 山田 信行</p> <p>(3) 主たる事務所の所在地 佐賀県武雄市若木町大字川古7868番地の1</p> <p>(4) 定款に記載された目的 この法人は、「ゴミ処理問題」「シックハウス症候群」「人工林の荒廃」「省エネ対策」などの社会問題を抱える市民やその生活環境に対し、「循環型社会」に適応した「建物づくり」や「まちづくり」に関するワークショップなどの啓蒙活動、並びにそれらに関する事業を行うことによって、住環境の改善及び自然環境との共生を実現し、社会全体の利益に貢献することを目的とする。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。</p> <p>平成19年8月8日</p> <p style="text-align: center;">佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 大規模小売店舗の変更に係る届出の概要</p> <p>(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 トレッジ&フレッシュトライアル伊万里店 佐賀県伊万里市二里町大里字笹尾甲2456番地3</p> <p>(2) 変更しようとする事項 大規模小売店舗の名称 (変更前) トライアルマート伊万里店 (変更後) トレッジ&フレッシュトライアル伊万里店</p> <p>(3) 変更した年月日 平成19年7月21日</p>	<p>2 届出年月日 平成19年7月23日</p> <p>3 関係書類の縦覧</p> <p>(1) 縦覧場所 佐賀県農林水産商工本部商工課</p> <p>(2) 縦覧期間 平成19年8月8日から 平成19年12月7日まで</p> <p>4 その他 法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）に到着するよう提出してください。</p> <hr/> <p>県営土地改良事業（地盤沈下対策）佐賀中部地区の計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。</p> <p>なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成19年9月20日までに佐賀県佐賀中部農林事務所（郵便番号849-0925 佐賀市八丁畷町8番地1）に提出してください。</p> <p>平成19年8月8日</p> <p style="text-align: center;">佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業（地盤沈下対策）佐賀中部地区の変更後の土地改良事業計画書の写し</p> <p>2 縦覧の期間</p>
--	--

<p>平成19年8月9日から平成19年9月5日まで</p> <p>3 縦覧の場所 佐賀市役所、小城市役所、川副町役場、東与賀町役場及び久保田町役場</p>	<p>置に関すること。</p> <p>イ 実技試験</p> <p>(ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。</p> <p>(イ) 施設警備業務の管理に関すること。</p> <p>(ウ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p>
<p>○ 公安委員会事項</p>	<p>(2) 施設警備業務2級</p> <p>ア 学科試験</p> <p>(ア) 警備業務に関する基本的な事項に関すること。</p> <p>(イ) 法令に関すること。</p> <p>(ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。</p> <p>(エ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p>
<p>警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者について、次のとおり検定を実施します。</p> <p>平成19年8月8日</p>	<p>ア 学科試験</p> <p>(ア) 警備業務に関する基本的な事項に関すること。</p> <p>(イ) 法令に関すること。</p> <p>(ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。</p> <p>(エ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p>
<p>佐賀県公安委員会</p> <p>委員長 薬師寺 宏 達</p>	<p>イ 実技試験</p> <p>(ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。</p> <p>(イ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p>
<p>1 検定の種別及び級の区分</p> <p>(1) 施設警備業務1級</p> <p>(2) 施設警備業務2級</p> <p>2 検定試験の日時及び場所</p> <p>(1) 日時 平成19年11月15日（木曜日）8時30分から16時30分まで</p> <p>(2) 場所 ユースピアさが（佐賀市大和町大字久池井3227番地）</p>	<p>4 受検資格</p> <p>(1) 施設警備業務1級 佐賀県内に住所を有する者又は佐賀県内の営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 施設警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上であるもの</p> <p>イ 都道府県公安委員会が上記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者</p> <p>(2) 施設警備業務2級</p>
<p>3 検定試験の内容</p> <p>(1) 施設警備業務1級</p> <p>ア 学科試験</p> <p>(ア) 警備業務に関する基本的な事項に関すること。</p> <p>(イ) 法令に関すること。</p> <p>(ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。</p> <p>(エ) 施設警備業務の管理に関すること。</p> <p>(オ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置</p>	<p>(2) 施設警備業務2級</p> <p>ア 学科試験</p> <p>(ア) 警備業務に関する基本的な事項に関すること。</p> <p>(イ) 法令に関すること。</p> <p>(ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。</p> <p>(エ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p>

<p>佐賀県内に住所を有する者又は佐賀県内の営業所に属する警備員</p> <p>5 受検定員 各区分とも30人(予定。先着順とする。)</p> <p>6 検定申請の手続</p> <p>(1) 検定申請書の受付期間 平成19年9月19日(水曜日)から平成19年9月28日(金曜日)までの8時30分から17時まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)</p> <p>(2) 検定申請書の提出先 住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課に提出してください。</p> <p>なお、郵送による検定申請は、受け付けません。</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 施設警備業務1級</p> <p>(イ) 検定申請書</p> <p>(ロ) 申請者の住所地を疎明する書面又は申請者が佐賀県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所に属することを疎明する書面</p> <p>(ハ) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)</p> <p>(ニ) 前記4の(1)のイに該当する者は、2級検定(施設警備業務に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び警備業務に1年以上従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書。ただし、勤務先が廃業した場合など、やむを得ない事情により警備業務従事証明書を提出することができない場合には、当該事情を疎明した上で、前記4の(1)のイに該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出してください。</p>	<p>(ホ) 前記4の(1)のイに該当する者は、都道府県公安委員会が交付した1級検定受検資格認定書の写し</p> <p>イ 施設警備業務2級</p> <p>(イ) 検定申請書</p> <p>(ロ) 申請者の住所地を疎明する書面又は申請者が佐賀県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所に属することを疎明する書面</p> <p>(ハ) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)</p> <p>(4) 受検票の持参 検定申請書を提出した警察署において受検票が交付されますので、検定の当日に持参してください。</p> <p>7 検定の手数料等</p> <p>(1) 検定の手数料は、16,000円です。</p> <p>(2) 手数料は、検定申請書の提出時に佐賀県収入証紙により納付してください。</p> <p>(3) 手数料は、検定申請書受付後は、申請を取り消した場合又は検定試験を受けなかった場合でも返還しません。</p> <p>8 その他 検定に際しては、筆記用具、印鑑及び実技試験時に館内で使用する運動靴を持参してください。</p> <p>9 問い合わせ先 最寄りの警察署又は佐賀県警察本部生活安全企画課(電話 代表0952-24-1111 内線3033又は3034)</p> <p>_____ 次のとおり一般競争入札に付します。 平成19年8月8日</p>
---	--

収支等命令者

佐賀県警察本部警務部会計課長 森 勝 司

1 競争入札に付する事項

(1) 借入物品の名称及び数量

安全運転集合教育用運転シミュレータ装置 一式

(2) 借入物品の使用その他の明細

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成19年12月1日から平成26年11月30日まで (84か月)

(4) 納入場所

佐賀県警察本部運転免許課

2 入札参加資格及び条件

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受けけがなされているものは除く。)でないこと。

(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受けけがなされているものは除く。)でないこと。

(4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手の不渡りがあった者でないこと。

(5) 当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供することができる者であること。

(6) 佐賀県警察、佐賀県その他の官公庁が必要とする物品の賃貸借契約につ

いて、相当期間の実績を有する者であること。

3 入札参加者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、次の必要書類を平成19年9月3日(月)の17時まで、下記4の(1)の場所に提出(郵送での提出可)しなければならぬ。提出された書類を審査の上、入札参加資格を有すると認められたもの限り、入札の参加者とする。

なお、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。

(1) 入札参加届(入札参加届等を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退届を書面で提出すること。)

(2) 納入しようとする機器のメーカー名、品名及び型名を記載した一覧表

(3) 納入しようとする機器の機能を説明できる書類、カタログ等

(4) 保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供することができることと確認することができる書類

(5) 官公庁との賃貸借契約の実績証明書

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

郵便番号840-8540 佐賀市松原一丁目1番16号

佐賀県警察本部警務部会計課 用度係

電話 0952-24-1111 (内線2237)

FAX 0952-24-5972

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間 公報登載日から平成19年9月3日(月)までの9時から17時まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

イ 交付場所 (1)と同じ。

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成19年9月19日(水) 13時30分

<p>イ 場所 佐賀県警察本部別館 1階入札室</p> <p>(4) 開札の日時及び場所 入札終了後直ちに(3)のイの場所において行う。</p> <p>(5) 契約条項を示す場所 (1)に同じ。</p> <p>(6) 入札方法等に関する事項</p> <p>ア 入札方法 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>イ 入札保証金 有り(佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第3項第2号の規定に該当するときは免除する。)</p> <p>ウ 契約保証金 有り(佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定に該当するときは免除する。)</p> <p>エ 落札者の決定方法 予定価格の範囲以内で有効な入札を行った者の中で、最低の価格をもって申込みを行ったものを落札者とする。落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、直ちに入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。</p> <p>オ 不落の場合</p>	<p>入札で不落となった場合は、再度入札を行う。</p> <p>(7) 入札の無効 次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。</p> <p>ア 参加する資格のない者</p> <p>イ 当該競争入札について不正行為を行った者</p> <p>ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者</p> <p>エ 一人で2以上の入札をした者</p> <p>オ 代理人でその資格のないもの</p> <p>カ 法令又は入札に関する条件に違反した者</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>(2) 契約書作成の要否 要</p> <p>(3) 詳細は入札説明書による。</p> <p>(4) この契約は、1994年4月15日、マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>6 Summary</p> <p>(1) The nature and quantity of the products to be leased : Driving Simulator, 1 set</p> <p>(2) Lease period : from 1 December, 2007 through 30 November, 2014</p> <p>(3) Delivery place : the place that will be appointed in "Saga Prefectural Police" 1-1-16 Matsubara, Saga-City, Saga, 840-8540 Japan</p> <p>(4) Time limit for tender : 1:30 p.m. September 19,2007 by direct delivery</p>
--	---

(5) A contact point for the notice : Finance Section, Police Administration,
Department Saga Prefectural Police Headquarters, 1-1-16 Matsubara,
Saga-City, Saga, 840-8540 Japan ; Tel.0952-24-1111 Fax.0952-24-5972

次のとおり落札者等について公告します。

平成19年8月8日

収支等命令者

佐賀県警察本部警務部会計課長 森 勝 司

- 1 借入物品の名称及び数量
佐賀県警察遺失物管理システム 一式
- 2 契約相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成19年6月8日
- 4 落札を決定した日 平成19年7月19日
- 5 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 日立キャピタル株式会社佐賀支店 支店長 鈴木 康之
 - (2) 住所 佐賀市駅前中央一丁目9番38号
- 6 落札価格 62,218,800円 (消費税額及び地方消費税額を含む。)
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称 佐賀県警察本部警務部会計課
 - (2) 所在地 佐賀市松原一丁目1番16号

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年八月八日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷